

『兔園策府』の成立、性格及びその日本伝来

葛 継勇

はじめに

『兔園策府』とは、美辞麗句を並べ立て、社会名物・人文儀礼及び政事論議などを中心に、問（質問）と対（解答）からなる駢儷体の本文と、経史の典拠を示した注釈からなり立っている唐時代の書物である。この書物は編纂された後間もなく日本にも伝わっていたが、南宋以降に散逸してしまつて、現在では中国にも日本にも佚亡してその姿が残っていない。ところが、二十世紀初頭に、『兔園策府』の古写本が敦煌で発見され、不完全ながら、実物を見ることができるようになつた。

『兔園策府』については、その撰述者、成立時代及び巻数をめぐり、長年にわたつて論争されてきたが、「徐州刺史杜嗣先墓誌」（以下「杜嗣先墓誌」と略す）に言及した論著はほとんどない。最近、葉国良氏と王璐氏は「杜嗣先墓誌」を詳細に研究した上で、『兔園策府』の成立年代を論じたが、考察が十分なされていたとは言い難い。また、『兔園策府』の日本伝来およびその受容状況に関しては、今まで論じられてこなかった。⁽²⁾

以下、筆者は「杜嗣先墓誌」を中心にして、敦煌文書及び関連の文献資料を照合しながら、『兔園策府』の成立年代及びその日本伝来について検討し、唐宋時代の中日両国における『兔園策府』の使用状況を究明したいと思う。

一、「杜嗣先墓誌」の関連記事

葉国良氏の論文「唐代墓誌考釈八則」によると、葉氏は一九九二年に「寒舎」という台北の骨董屋で、「杜嗣先墓誌」の実物を見た際、以下の銘文を抄写したという。³⁾

- 1 公諱嗣先、京兆人也。高祖魏龍驤將軍・豫州刺史惠公、諱遇、字慶期、晉鎮
- 2 南大將軍當陽侯預之六代孫。預生新平太守躋。躋生南陽太守胄。胄生
- 3 燕都太守嶷。嶷生中書侍郎・新豐侯銓。銓生中書博士振。振生遇、有賜田
- 4 于洛邑、子孫因家于河南之偃師焉、凡四代矣。曾祖周新城太守琳、祖隨
- 5 朝散大夫、行昌安縣令歆、考 皇朝滑州長史業。公少好經史兼屬文
- 6 筆。心無僞飾、口不二言。由是鄉閭重之、知友親之。年十八、本州察孝廉。明
- 7 慶三年、積褐蔣王府典籤。麟德元年、河南道大使、左相竇公旌節星移、州
- 8 郡風靡、出轅轅之路、入許穎之郊、官僚之中、特加禮接。時即表薦、馳驛就
- 9 徵。遂於合璧宮引見、 制試乾元殿頌、即降 恩旨、授昭文館直學
- 10 士。借馬荆人、仍令於洛城門待 制。尋授太子左率府倉曹參軍。又除
- 11 國子監主簿。[?]入芳林門內、與學士高若思・孟利貞・劉禕之・郭正一等俱
- 12 奉。咸亨元年、 鑾輿順動、避暑幽岐、沛王以 天人之姿、留守監國、
- 13 遂降 敕日、駕幸九成宮。[?]令學士劉禕之・杜嗣先於沛王賢處參侍

- 14 言論。尋授雍王記室參軍、與侍讀劉訥言・功曹韋承慶等參注後漢。上元
- 15 二年、藩邸升儲、元良貞國、又遷太子文學、兼攝太子舍人。永崇元年、以宮
- 16 僚故事、出為鄆州鉅野縣令。又除幽州薊縣令。還私後、除汝州司馬。又除
- 17 蘇州吳縣令、尋加朝散大夫・簡州長史。入計、又除太子洗馬・昭文館學士。
- 18 又遷給事中・禮部侍郎。以前數官、咸帶學士。其所撰『兔園策府』及雜文筆
- 19 合廿卷、見行於時。每至朝儀有事、禮申大祀、或郊丘展報、或 陵廟肅誠、
- 20 上帝宗於明堂、法駕移於京邑。元正獻壽、南至履長。朝日迎於青郊、神州
- 21 奠於黑座。公凡一攝太尉、三攝司寇、重主司空、再入門下。或獻替於常侍、
- 22 或警衛於參軍、典禮經於太常、修圖書於大象矣。又屬 皇明遠被、日
- 23 本來庭、有 敕令公與李懷遠・豆盧欽望・祝欽明等賓於蕃使、共其語
- 24 話。至神龍元年、又除徐州刺史、預陪祔 廟、恩及追尊、贈公皇考滑州
- 25 長史。公於是從心自逸、式就懸車、立身揚名、其德備矣。藏舟變壑、歸居奄
- 26 及、粵以先天元年九月六日、薨于列祖舊墟偃師之別第。春秋七十有九。
- 27 以二年二月二日、與夫人鄭氏祔葬於洛都故城東北首陽原當陽侯塋
- 28 下。禮也。孤子貝州司兵維驥失其孝養、痛貫骨髓、伏念遺訓、實錄誌云。

当該墓誌の銘文は二十八行で、毎行二十八字であり、撰者は杜嗣先の子杜維驥である。十五行目の「永崇元年」は永隆元年（六八〇）のことであろう。先天元年（七一二）八月、すなわち杜嗣先が亡くなる前に、玄宗皇帝（李隆基）は即位したことから、墓誌を制作する時に、玄宗皇帝の諱を避けるために、「永隆元年」の「隆」の字を「崇」に変えたと考えられ

る。また、「明慶三年」は顯慶三年（六五八）のことである。「顯」を「明」に変えるのは、中宗皇帝（李顯）の諱を避けたからであろう。さらに、「皇」、「制」、「恩」や「敕」などの字の前に、避諱のため、一文字または二文字の空白がある。

そして、十八行目の第二十字から第二十八字までの「其所撰兎園策府及雜文筆」、また第十九行目の第一字から七字までの「合廿卷見行于時」などの銘文が記されている。これによると、杜嗣先の著述に『兎園策府』及び雜文筆が二十卷あり、また「時に見行」したことが分かる。

近年、「杜嗣先墓誌」は入唐日本人井真成の墓誌の発見に伴い、再提起された「日本」国号の成立問題と関わって、非常に注目を浴びている。当該墓誌銘の第二十二行目第十九字から第二十四行目第一字までに「又属皇明遠被、日本来庭。有敕令公与李懷遠・豆蘆欽望・祝欽明等資于蕃使、共其語話（又属、皇明遠く被^{およ}び、日本来庭す。敕有りて公と李懷遠・豆蘆欽望・祝欽明等とをして蕃使を資し、其と共に語話せしむ）」という銘文がある。これによると、杜嗣先が「日本来庭」という出来事に係わっていることがわかる。すでに指摘されるように、「杜嗣先墓誌」に記される「日本来庭」すなわち遣唐使の朝貢は、中日両国の史料と一致していると思われる⁽⁴⁾。

また、当該墓誌によると、杜嗣先は著名な文人である杜預の末裔で、高宗皇帝から則天武后にかけて活躍した人物である。墓誌に記される杜嗣先一族の家系は、杜預―躋―胃―疑―銓―振―遇―琳―歆―業―嗣先―維驥であり、史料とほぼ符合している⁽⁵⁾。当時の風雅の士であった杜嗣先は、他人の墓誌を撰したことがある。例えば、朝議郎行刑州鉅鹿県丞王義の墓誌には「朝散大夫蘇州呉県令杜嗣先撰」と記されている。「杜嗣先墓誌」によると、杜嗣先は永崇（隆）元年から神龍元年（七〇五）まで蘇州呉県令を務め、また「王義墓誌」の制作時期は長寿二年（六九三）であることから、この二つの石刻資料が一致することは明らかである。

そして、「杜嗣先墓誌」十四行目の第十七字から第二十一字までに「功曹韋承慶」という記事がある。「韋承慶墓誌」には「廿四、随牒授雍王府参軍、累遷王府功曹参軍（廿四にして、牒に随ひて雍王府参軍を授けられ、王府功曹参軍に累遷す）」

行目	人名	年月	履歴	典拠
7行目	竇公 (竇徳玄)	麟徳元年(六六四) 龍朔元年(六六一) 麟徳元年(六六四)	河南道大使、左相 持節大使 左相	杜嗣先墓誌 『旧唐書』高宗本紀
11行目	高若思	麟徳元年以降 龍朔二年(六六二)	学士 弘文館学士	杜嗣先墓誌 『旧唐書』方伎伝
11行目	孟利貞	麟徳元年以降 龍朔二年(六六二)	学士 弘文館学士	杜嗣先墓誌 『旧唐書』文苑伝上
11行目	劉禪之	麟徳元年以降	学士 弘文館学士	杜嗣先墓誌 『旧唐書』劉禪之伝
11行目	郭正一	麟徳元年以降	弘文館学士	杜嗣先墓誌 『旧唐書』文苑伝中
14行目	劉訥言	咸亨元年(六七〇) 儀鳳元年(六七六)	侍読 太子洗馬を任じられた時、侍読を兼任	杜嗣先墓誌 『旧唐書』儒学伝上、李賢伝

表1、墓誌に登場する唐官僚の官職
(この表は伊藤宏明「徐州刺史杜嗣先墓誌雑感」に掲載されている表を参考に作成)

とあり、神龍二年に六十七歳で亡くなった韋承慶は龍朔三年(六六三)以降、「王府功曹参軍」を任じられた。したがって、「杜嗣先墓誌」は「韋承慶墓誌」の記事と一致していることがわかる。⁶⁾
つまり、「杜嗣先墓誌」の記事は、文献史料と石刻資料と互いに左証できるのである。よって、「杜嗣先墓誌」の写真や拓本がなく、実物の所在は不明であるが、その記述の信頼性は高いと断言することができる。⁷⁾(表1、墓誌に登場する唐官僚の官職)

行目	人名	年月	履歴	典拠
14行目	韋承慶	咸亨元年	功曹 王府功曹參軍	杜嗣先墓誌 韋承慶墓誌

二、『兔園策府』の成立年代

南宋以降に散逸した『兔園策府』が再び注目を浴びるのは、二十世紀初頭に敦煌文書から残簡が発見されたからである。『兔園策府』の欠本は、イギリス人のスタイン(Marc Aurel Stein) 収集の s614、s1086、s1722 三巻⁶⁾とフランス人のポール・ペリオ (Paul Pelliot) 収集の p2573 一巻^{なづの}の四巻がある。

なかでも、p2573 写本と s1722 写本を組み合わせると、「兔園策府卷第一并序、杜嗣先奉教授。一戎先雲雷之氣」から「鶏犬聞于郊境。謹対」までの内容となることから、完全無欠な『兔園策府』巻一(書名、目次、作者、序文も含む)の内容を知ることが出来る。s1722 写本の末尾に「兔園策府卷第二」があり、これは第二巻の最初部分であるが、その後の内容が「周南閔睢詁訓伝卷第一、毛詩国風」から「周南之国有一篇、凡三千九百六十三字」までであることから、s1722 写本には『兔園策府』の第二巻の内容が写されなかったことがわかる。s614 写本は「精則桂林之响発」から「鶏犬聞于郊境。兔園策第一」まで、すなわち『兔園策府』序文の第四句から第一巻の終わりまでが記されている。

また、s1086 写本には「推尋而罕就」から始まり、「聖上以飛天御歴、括地開家」に終わっており、つまり第一巻第二篇「正歴数」の第三句の末から第四篇「征東夷」の三分の二のところまでが記されている。周丕顕氏は、著者自身の双行小字の注釈が s1086 写本の最も顕著な特徴であり、多少『兔園策府』の創作主旨が反映できるから、現在ではその内容を理解するに当たり、s1086 の価値が最も高い、と指摘している。⁶⁾

S614写本の卷末の「兔園策第一」の後に、「巳年四月六日、学生索広翼写写了。高門出貴子、好木不良才。易見不学問」の二十九字がある。この二十九字の筆跡は稚拙で、明らかに正文と違うことから、その抄写者は「学生索広翼」ではないことがわかる。「巳年」が何年かは不明であるが、九世紀前半期と言われている。⁽⁹⁾

また、S614写本の裏面には「都蘆八卷大士直（欠字不明）、索翼通」などの文字が記されている。索広翼と索翼通は同族であろう。D3369写本には「孝経一卷、（中略）咸通十五年五月八日、沙州学郎索什徳」とあるように、沙州すなわち敦煌の学郎索什徳という人が見られる。⁽¹⁰⁾ 学生索広翼の生活時代が、学郎索什徳・索翼通と同じであるとすれば、S614写本の成立時期は九世紀後半期となる。

そして、S1722写本の末には「毛詩周南閨雎詠訓伝第一」が書写されていることから、正式の抄写本ではないと言えよう。また、D2573写本の裏面には「四月三日、内親使、都頭、銀青光祿大夫、檢校国子祭酒、御史中丞高延徳」と記されている。『新唐書』卷五十「兵志」によると、「都頭」は軍職で、唐の末期の「都将」の別称である。したがって、D2573写本の抄写時期は唐の末期であり、「猶ほ貞観年間の写本のごとく」という王国維氏の指摘は誤りであったことになろう。⁽¹¹⁾

屈直敏氏は文字の諱避や先行研究を整理しながら、『兔園策府』が「高宗李治の立太子の前」すなわち貞観十七年（六四三）四月以前に成立したと結論を下した。⁽¹²⁾ しかし、先天元年（七一二）九月に七十九歳で亡くなった杜嗣先は、貞観十七年には僅か十歳であり、『兔園策府』を撰する可能性があまりにも低い。写本の成立年代がはっきり判明できないとすれば、欠筆や避字によって『兔園策府』の成立年代を推定する方法は、決して厳密とは言えないであろう。

では、『兔園策府』の成立年代はいつころであろうか。兔園とは梁園・修竹園ともいい、漢の梁孝王（紀元前一八四～前一四四）が梁州（現在河南省商丘市の東）に築いた庭園である。当時の名士司馬相如、枚乗等がかつて兔園の常客であり、枚乗と梁の江淹はそれぞれ『梁王兔園賦』を詠んだという。⁽¹³⁾ 『唐代墓誌彙編統集』永昌〇〇三所収の「韋縝墓誌」（永昌元年（六八九）制作）には「奉筆梁園、声高枚馬（筆を梁園に奉り、声は枚馬より高し）」とある。なかの「枚馬」とは、司馬相

如・枚乗のことを指すであろう。

兔園（梁園）は梁州刺史になった蔣王の李暉（太宗の子）の園林になった。『新唐書』卷八十太宗諸子伝の李暉条には、蔣王暉、始王郟。又徙王蔣、拜安州都督、賜実封千戸。永徽三年徙梁州。（中略）上元中、遷箕州刺史。

（蔣王暉、始めて郟に王たり。又た徙りて蔣に王たり、安州都督を拜して、実封千戸を賜ふ。永徽三年に梁州に徙る。（中略）上元中、箕州刺史に遷る。）

とあり、李暉が永徽三年（六五二）に梁州に遷し、上元中に箕州刺史に転任していたことがわかる。ならば、李暉が梁州に居たのは、永徽三年から上元年間（六七四～六七五）までとなる。また、郁賢皓氏の考察によれば、李暉が遂州刺史を務めたのは乾封年間（六六六～六六七）である。¹⁴

宋の王応麟撰『困学紀聞』卷十四には、『兔園冊府』三十卷、唐蔣王暉令僚佐杜嗣先做应科目策、自设问对、引经史为训注（『兔園冊府』三十卷、唐の蔣王暉は僚佐の杜嗣先をして科目に応じる策に倣い、自ら問对を設け、经史を引きて训注を為さしむ）とあるように、唐の蔣王暉は僚佐の杜嗣先に『兔園冊府』を編纂させたのである。蔣王の李暉が永徽三年から乾封年間にかけて梁州都督を在任していたことから、杜嗣先が『兔園策府』を撰する時期は永徽三年から乾封年間までとなる。葉国良氏や伊藤宏明氏は、『兔園策府』が顕慶三年（六五八）から麟徳元年（六六四）までの間に成立したと指摘している。¹⁵ただし、この指摘は正確な結論だとは言い難い。

王璐氏は、『兔園策府』が龍朔元年（六六一）から麟徳元年までの間に成立したと指摘している。¹⁶『兔園策府』の序文には「忽垂恩教、令修新策。今乃勒为十卷、名曰『兔園策府』（忽ちに恩教を垂れたまひ、新策を修せしむ。今乃ち勒して十卷と為し、名づけて『兔園策府』と曰ふ）」とあり、この「新策」すなわち『兔園策府』よりも早く「旧策」が存在したことがわかる。『新唐書』卷五九芸文志に「張太素『策府』五百八十二卷」とあり、『旧唐書』卷六八張公謹伝に「（次子）大素、龍朔中、歴位東臺舍人、兼修国史。卒於懷州長史」とあることから、その「旧策」とは、張大素が龍朔年間（六六一～六六

三)に東臺舎人在任中に編集した『策府』のことを指すと考えられそうであるならば、王璐氏の指摘しているとおり、『兔園策府』成立年代の上限は龍朔元年となる。

ただし、その下限は麟徳元年までとはならない。「杜嗣先墓誌」には、関連の銘文が以下のように記されている。

明(顯)慶三年、積褐蔣王府典籤。麟徳元年、河南道大使・左相竇公旌節星移、州郡風靡。出轅轅之路、入許穎之郊。官僚之中、特加礼接。時即表薦、馳驛就征。遂于合璧宮引見、制試「乾元殿頌」。即降恩旨、授昭文館直学士。借馬荆人、仍令于洛城門待制。尋授太子左率府倉曹參軍。又除国子監主簿。(中略)咸亨元年、鑾輿順動、避暑幽岐。沛王以天人之姿、留守監国。(中略)永崇(隆)元年、以官僚故事、出為鄆州鉅野県令。

(顯慶三年、蔣王府典籤に積褐す。麟徳元年、河南道大使・左相竇公は旌節星移り、州郡風靡す。轅轅の路に出て、許穎の郊に入る。官僚の中、特に礼接を加えらる。時に即ち表薦され、馭を馳せて征に就く。遂に合璧宮において引見し、制して「乾元殿頌」を試さる。即ち恩旨を降し、昭文館直学士を授く。馬を荆人に借り、仍りて洛城の門において待制せしむ。尋いで太子左率府倉曹参軍を授けらる。又国子監主簿を除せらる。(中略)咸亨元年、鑾輿順動し、幽岐に避暑す。沛王は天人の姿を以て、留守・監国す。永隆元年、官僚の故事を以て、出て鄆州鉅野県令と為す。)

これによると、杜嗣先は麟徳元年に河南道大使・左相竇徳玄に推薦され、その後、東都の合璧宮で「乾元殿頌」を詠んだとされる。『旧唐書』卷四高宗本紀上には「(麟徳二年三月)辛未、東都造乾元殿成」とあり、乾元殿は麟徳二年三月に建立されたことがわかる。また、『册府元龜』卷二六〇儲官部・礼士条に「乾封初、詣闕、上表「游東岳頌」。時東都初造乾元殿、(王)勃又上「乾元殿頌」とあるように、王勃が「乾元殿頌」を詠んだのは乾封初年であろう。また、『資治通鑑』卷二〇一高宗乾封元年条に「(二月)丁丑至東都、留六日。甲申、幸合璧宮。夏四月甲辰、至京師謁太廟」とあり、高宗が泰山封禪から東都に帰り、合璧宮に尋ねたのは乾封元年(六六六)二月であったことがわかる。¹⁷⁾したがって、杜嗣先は王勃と同じく乾封元年二月に「乾元殿頌」を詠んだと考えられることから、顯慶三年(六五八)から乾封元年にかけて蔣王の僚佐を務め

ていたであろう。

以上、蒋王の李暉は永徽三年（六五二）から乾封年間まで梁州都督として在任したこと、また杜嗣先は顯慶三年から乾封元年まで蒋王の僚佐として務めたことから、『兔園策府』が龍朔元年（六六一）から乾封元年（六六六）にかけて成立したとするのは妥当であろう。その間、杜嗣先は二十八歳〜三十三歳であったことになる。

ちなみに、龍朔元年、皇太子李弘は中書令・太子賓客許敬宗、太子中舍人楊思儉らに『瑤山玉彩』五百巻を編集させ、龍朔三年に撰成させた。また、龍朔元年、許敬宗らは『累璧』六百三十巻や『東殿新書』二百巻などの類書を撰成した¹⁸。したがって、龍朔元年から乾封元年までの間に、蒋王の李暉が杜嗣先に『兔園策府』を撰成させたのは、類書編纂の最中であり、これは偶然ではないであろう。

三、『兔園策府』の性格と使用状況

『兔園策府』が唐宋時代においてどのように認識され、また利用されたか、次にこのことに関して基本的な考察を試みる。現在、『兔園策府』の巻数、書名についての論争がなされており、まだ定説に至ってはいない。「杜嗣先墓誌」には、『兔園策府』とあるが、敦煌写本『雜抄』や藤原佐世『日本国見在書目録』には『兔園策』と記されている。『兔園策府』の巻数、名称については以下ののように記されている。（表2、『兔園策府』の巻数・名称一覧表）

この表によれば、おそらく成立時の名は『兔園策府』で、巻数は十巻であったであろう。その後、「訓注」が正文に混入されて、三十巻本になったと思われる¹⁹。S14写本に写された『兔園策府』の序文に「兔園策府」とあるが、最後の跋文には「兔園策」とある。「府」の字を漏らしたのか、または省略したのかは不明である。おそらく、当時「兔園策」はすでに略名として流布していたのかもしれない。

また、s1086写本には双行小字の注釈があるが、s614、s1722、p2573三巻は注釈が付いていない。すなわちs1086写本は、s614、s1722、p2573三巻と決定的に異なっており、元来は存在した双行の注釈を全く省いてしまったような改正が見られる。屈直敏氏はs1086写本から「略ぼ著者の学識と該書原本の概貌を窺える」と指摘している⁽²⁰⁾。

『兔園策府』の序文には、

並引経史、為之訓注。雖則謬言斐論、無取貴于油細。而野識芻詞、理難同于翰墨。伝之君子、有慚安国之言。懸之市人、深乖呂韋之旨。所定篇目、題之如左。

(並せて経史を引き、之が訓注を為る。則ち謬言斐論、貴を油細に取ることなしと雖も、野識芻詞、理は翰墨に同じく難し。之を君子に伝ふれば、安国の言に慚ぶること有らむ。之を市人に懸くれば、深く呂韋の旨に乖かむ。定める所の篇目は之に題すること左の如し。)

とある。また上述の『困学紀聞』巻十四に「倣応科目策、自設問対、引経史為訓注(科目に応じる策に倣い、自ら問対を設け、経史を引きて訓注を為さしむ)」とあるように、「問」として科挙で出題されると假定した設問を、「対」以下に模範となる答案の文例を掲出する『兔園策府』は、当時政治論義の参考を提供するために公式に編纂された時務策であると思われる。

表2、『兔園策府』の巻数・名称一覧表

書名	著者名	巻数	典拠	備考
兔園策府	杜嗣先	雑文筆と共に20巻	杜嗣先墓誌	
兔園策府		10巻	s614に書かれた『兔園策府』の序文	ただし、s614の巻末に「兔園策巻第一」とある。

書名	著者名	巻数	典拠	備考
兔園策府	杜嗣先	10巻	『文獻通考』卷二二八經籍考	
兔園策	杜嗣先	9巻	『本朝見在書目録』	
兔園冊府	杜嗣先	30巻	宋の王應麟『困学紀聞』卷十四	
兔園冊			宋の尤袤撰『遂初堂書目』	
兔園冊			『新五代史』卷五五劉岳伝	
兔園冊			唐の白居易撰・宋の孔傳統撰『白孔六帖』卷二四	注には『新五代史』劉岳伝の引用がある
兔園策府	杜嗣先	30巻	宋の謝維新撰『古今合璧事類備要前集』卷五二	注には『新五代史』劉岳伝の引用がある
兔園策	虞世南	10巻	『旧五代史』卷一二六馮道伝	注には『困学紀聞』の引用がある
兔園策	杜嗣先	10巻	『郡齋読書後志』卷二	
兔園策府	杜嗣先	10巻	『宋史』卷二〇八芸文志七	
兔園策	杜嗣先	10巻	『宋史』卷二〇九芸文志八	
兔園策	虞世南	10巻	『文獻通考』卷二二八經籍考	

ところで、初唐には「策学」と称される科挙受験のための学問ないし教則本が存在しており、科挙で出題される策の問題及び解答例を示す『兔園策府』の編纂に影響を与えたと考えられる。したがって、問（質問）と対（解答）からなる駢儷体の本文と、経史の典拠を示した注釈からなり立っている『兔園策府』は、受験参考書として士人に広まり、ひいては民間にまで波及していったという経緯が想定できる。⁽²¹⁾

唐代においては、時務の策と詩文の述作を主要課目とする進士科が貢挙の中心であり、『兔園策府』は、このような情勢に応じて現れた実用書として流布したと考えられる。⁽²²⁾『唐大詔令集』卷一〇六貢挙に所収の「條流明経進士詔」（永隆二年八月）には、

如聞、明経・射策不読正経、抄撮義條、才有所解。進士不尋史伝、惟読旧策、共相模擬。本無実才。（聞く如し、明経・

射策は正経を読まず、義條を抄撮し、才に解する所有り。進士は史伝を尋ねず、惟だ旧策を読み、共に相ひ模擬す。もと実才無し。

とあるように、永隆二年（六八一）八月、旧策しか読んでいなかった進士が、貢挙に合格したとされる。『兔園策府』が乾封元年までに成立し、また「並行於時」とされることから、この「旧策」とは、『兔園策府』を含んでいると考えられる。

一方、敦煌写本『雜抄』所収の「経史何人撰修制注」条には以下のように記された。²³（括弧内は双行小字）

『史記』（司馬遷修）、『三国志』（陳寿修）、『春秋』（孔子修、杜預注）、『老子』（河上注）、『三礼』（孔子修、鄭玄注）、『周礼』（王弼注）、『離騷經』（屈原注）、『流子』（劉葉注）、『爾雅』（郭璞注）、『文場秀句』（孟憲子作）、『庄子』（郭象注）、『切韻』（劉法言作）、『毛詩孝經論語』（孔子作、鄭玄注）、『急救章』（史猷撰）、『文選』（昭明太子召天下才子相共撰、謂之『文選』）、『漢書』（班固撰修）、『典言』（李德林撰之）、『尚書』（孔安國注）、『尚書几家書』（虞夏商周作）、『兔園策』（杜嗣先撰之）、『開蒙要訓』（馬仁寿撰之）、『千字文』（鐘繇撰、李暹注）、『周興嗣切韻』。

敦煌写本『雜抄』は『珠玉抄』ともいい、唐の晩期に成立した『易智文』『隨身宝』のような庶民向けの通俗読本であると思われる。これによると、当時、『兔園策府』は、『開蒙要訓』や『文場秀句』、『千字文』などの啓蒙書と同列に論じられるほどの庶民教育の教科書であったと言っても過言ではない。周一良氏は「『兔園策』と『開蒙要訓』は当時流行している、「訓蒙」と「獼祭」のために用いられた」と指摘している。²⁴

つまり、政治・受験の参考書である『兔園策府』は、唐の後期に至って、中下層の士人ないし民間で初学者にも使われるようになっていったと考えられる。²⁵

五代になると、『新五代史』巻五五劉岳伝に、

宰相馮道世本田家、状貌質野。朝士多笑其陋。道旦入朝、兵部侍郎任贊与岳在其後。道行、数反顧。（任）贊問（劉）

岳、道反顧何為。岳曰、遺下『兔園冊』爾。『兔園冊』者、郷校俚儒教田夫牧子之所誦也。故岳举以誚道。

（宰相の馮道は、世もと田家なり、状貌は質野たり。朝士は多く其の陋を笑ふ。道は旦に入朝し、兵部侍郎任贊と岳は其の後に在り。道は行き、数ば反顧す。贊は岳に問ひて、「道の反顧すること何為れぞ」と。岳は曰く、『兔園策』を遣し下さん」と。『兔園冊』は、郷校俚儒教・田夫牧子の誦ずる所なり。故に、岳は挙げて以て道を誦しる。）

とあるように、『兔園策府』は当時の庶民教育の教科書として「郷校」で用いられ、「田夫牧子」でも誦んじられたほど人気であった。⁽²⁶⁾

さらに、宋代に至っては、陳造撰『江湖長翁集』巻十一「次韻楊宰次郎裴」に「笑挾『兔園策』、問收魚澳租（笑ひて『兔園策』を挟み、問ひて魚澳の租を收む）」とあり、方岳撰『秋崖集』巻四「独立」に「村夫子挾『兔園冊』、教得黃鸝解讀書（村夫子は『兔園冊』を挟み、教えて黃鸝に讀書を解すを得る）」とあるように、『兔園冊』、すなわち『兔園策府』は当時、低俗の村の童蒙書として認識されていたのである。

一方、『旧五代史』巻二六馮道伝に「（馮道）召贊謂曰、「『兔園策』皆名儒所集、道能諷之。中朝士子止看『文場秀句』、便為挙業。皆窃取公卿、何浅狭之甚耶？（贊を召して謂いて曰く、「『兔園策』は皆名儒の集むる所なり、道は能く之を諷す。中朝の士子は止だ『文場秀句』を看、便ち挙業と為す。みな公卿を窃取し、何ぞ浅狭なること之れ甚しからんや」と）」とあるように、『兔園策府』は当時流行っていた『文場秀句』よりも優れていたと、馮道は考えていた。永田知之氏は「馮道が『兔園策』を用いていると揶揄した貴族は『文場秀句』しか読んでいないと言いつ返されて、効果的な反論をなし得なかった」と指摘している。⁽²⁷⁾ただし、『文場秀句』は作文指南書・幼稚な「蒙書」であることから、『兔園策府』は当時レベルが高い書物として尊重されていたとは言いがたい。

これについて、宋の孫光憲『北夢瑣言』巻十九に、

北中村墅多以『兔園冊』教童蒙、以是譏之。然『兔園冊』乃徐・庾文体、非鄙朴之談。但家藏一本、人多賤之也。（北中村墅は多く『兔園冊』を以て童蒙に教へ、是を以て之を譏る。然るに『兔園冊』は乃ち徐・庾の文体にして、鄙朴の

談に非ず。但だ家ごとに一本を蔵す。人、多く之を賤しむなり。）

とある。『兔園冊』すなわち『兔園策府』は、南朝の徐陵・庾信の華麗精密な美文にならない、「鄙朴の談」ではないが、児童教育の教科書として生まれ変わり、郷学や私塾において使用され、当時「家ごとに一本を蔵す」ほど普及していたように、通俗童蒙書としての役割を果たしていたのである。

つまり、五代・宋代では、もともと俗書ではなかった『兔園策』は注釈を削るなどといった加工を経て、類書、あるいは儒学入門書の性格は後退し、「蒙書」としての性格が著しくなったのである。これは「蒙書」とそれらとの距離が思いのほか小さかった、すなわち童蒙書と正統的な類書との差は、つまるところ知識の典拠を示すか否かということを示しているのではないか。⁽²⁸⁾

四、『兔園策府』の日本伝来及びその受容

『本朝見在書目録』巻四十「総集」類には、『兔園策府』が見られる。⁽²⁹⁾

『文心雕龍』十（劉勰在雑家）、『兔園策』九、『注策林』廿、『文選』卅（昭明太子撰）、『文選』六十（李善注）、『文選鈔』六十九（公孫羅撰）、『文選鈔』卅、『文選音義』十（李善撰）、『文選音決』十（公孫羅撰）、『文選音義』十（積道淹撰）、『文選音義』十三（曹憲撰）、『文選抄韻』一、『小文選』九、『文館詞林千金輪万載集』五十一（一卷目録）、（中略）『秀句集』一、『雑文集』一。（括号内は双行小字）

注目に値すべきことは、『兔園策』が『文心雕龍』の次ぎ、『文選』、『文選鈔』や『文選音義』などと共に「総集」類の一部分として収録されていたことである。

貞観十七年（八七五？）に冷然院が失火して累世の書物を失ったため、翌年大学頭に任じられている藤原佐世は、『隋

書』経籍志を踏襲して、残っている書物を調べて『本朝見在書目録』を撰したとされる。『本朝見在書目録』には、漢籍一五六八部、一七二〇二巻が記録されている。この目録を詳細に考証した嚴紹盦氏は、次のように指摘した。³⁰⁾

これらの著録された古典籍の数は、もしその前に成立した『隋書』経籍志と比べると、『隋書』経籍志に収録されたものの50%（『隋書』経籍志には三一二七部）、またその後編纂された『唐書』経籍志と比較すると、『唐書』経籍志に著録されたものの51・2%（『唐書』経籍志には三〇六〇部）に当たることから、九世紀の後期には、中国文献典籍の50%はすでに日本に伝わったことがわかる。

『本朝見在書目録』に収録された書物は焼け残ったものであるから、焼失前の書物はこれより多くあったに違いない。これらの唐における普通教育適用の書籍は、日本の大学や国学・縉紳家の私学の入門書として重要視され、そのため推古天皇から六条天皇までに入唐した留学生の手によって続々舶載将来され、後に私学の教科書として次々と伝写されたのである。³¹⁾ それでは、『兎園策府』はいつ日本に伝わったのか、またどのように使われたのかについて、次に検討してみたい。

『兎園策府』は龍朔元年から乾封元年までの間に撰成されたから、日本への流伝はその後のことである。また、『本朝見在書目録』が成立した八七六年から八八六年にかけてが、『兎園策府』の日本将来の下限であると考えられる。その間、合わせて十一回の遣唐使が派遣されたが、慶雲年間と天平年間に帰国した遣唐使によって将来された可能性が高いであろう。

慶雲年間に帰国する遣唐使は二回あり、すなわち慶雲元年（七〇四、長安四年）七月と慶雲四年三月である。これらの遣唐使は、大宝元年（七〇一、長安元年）正月に任命され、翌年の六月に出発したのである。「杜嗣先墓誌」によると、杜嗣先は則天武后の敕を受け、李懷遠・豆盧欽望・祝欽明等の重臣と今回の遣唐使を饗宴して、面談したとされる。したがって、杜嗣先は『兎園策府』を贈物として日本の遣唐使に渡した可能性があると言えよう。

在唐の遣唐使、特に留学生は唐の科挙試験に関心があったから、当時流行っていた杜嗣先『兎園策府』を購入した可能性がある。遣唐使が唐で書籍を購入することについて、『旧唐書』卷一九九上日本国伝には「所得錫賚、盡市文籍、泛海而

還。(朝) 衡留京師五十年、好書籍(得る所の錫賚、尽く文籍を市ひ、海を泛びて還る。(中略)(朝) 衡は京師に五十年留まり、書籍を好む」とあり、また『日本書紀』卷二五「孝徳紀」白雉五年(六五四)七月条にも「是月、褒美西海使等奉対唐国天子多得文書・宝物(是の月、西海使らの唐国の天子に奉対ひて、多に文書・宝物得たるを褒美む)」と記されている。つまり、阿部仲麻呂(朝衡)などのような遣唐使が中国の典籍を好み、購入した背景には、在唐時に書物購入の使命があったのであろう。³²⁾したがって、『兔園策府』は遣唐使に購入され、日本にもたらされたと考えられる。

天平年間における遣唐使の帰国は二回で、天平六年(七三四、開元二十二年)十一月と天平八年八月である。まず、大使の多治比広成が乗る第一船が天平六年十一月に多祢島に着き、翌年三月に都に到着した。この時帰国した留学生・留学僧には、下道真備(即ち吉備真備)・僧玄昉・秦大麻呂や羽粟翼親子などが含まれる。副使の中臣名代が乗る第二船は天平八年八月に帰国し、同船した留学生には大伴首名などがいる。これらの留学生のうち、吉備真備が『兔園策府』を日本に伝えた可能性は高い。

吉備真備の将来書物について、『扶桑略記』卷六「聖武紀」天平七年四月条に、

辛亥、入唐留学生従八位下道朝臣真備献『唐礼』一百卅卷、(中略)并種種書迹・要物等、不能具載。留学之間、歴十九年。凡所伝学三史・五経・名刑・算術・陰陽・曆道・天文・漏刻・漢音・書道・秘術・雑占一十三道。夫所受業、涉窮衆芸。

(辛亥、入唐留学生従八位下道朝臣真備は『唐礼』一百卅卷、(中略)、並びに種種の書迹・要物等を献じ、具載する能わず。留学の間、十九年を歴す。凡そ伝学する所は、三史・五経・名刑・算術・陰陽・曆道・天文・漏刻・漢音・書道・秘術・雑占一十三道なる。夫れ業を受くの所、涉たりて衆芸を窮む。)

とあり、吉備真備はさまざまな芸術を身につけ、礼儀や曆関連の書物などを日本に持ち帰ったとされる。なかには「三史」(『史記』『漢書』『後漢書』)、「五経」などの大学教科書が含まれている。また、『続日本紀』卷三三「光仁紀」宝龜六年(七

七五) 十月壬戌条の吉備真備薨伝に、

靈龜二年、年廿二、從使入唐、留學受業。研覽經史、該涉衆芸。我朝學生播名唐国者、唯大臣及朝衡二人而已。天平七年、歸朝。授正六位下、拜大学助。高野天皇師之、受『礼記』及『漢書』。

(靈龜二年、年廿二にして、使に従ひて唐に入り、留學して業を受く。經史を研覽して、衆芸に該涉す。我が朝の學生にして、名を唐国に播す者は、唯だ大臣及び朝衡との二人のみ。天平七年、朝に歸る。正六位下を授けられ、大学助を拜す。高野天皇、之を師として、『礼記』及び『漢書』を受く。)

とあり、在唐十九年間に名声をあげた吉備真備は、「研覽經史、該涉衆芸」と誉められて、帰国後、高野天皇の家庭教師になり、『礼記』及び『漢書』を講じたことがわかる。また、帰国後に大学助に任じられたことから、「三史」「五經」などの教科書と同じく、『兎園策府』も日本の官僚養成機関である大学で使われたことが考えられる。

前に述べたように、『本朝見在書目録』卷四十一「総集」類には、『兎園策府』が『文選』、『文選鈔』や『文選音義』などと共に写されている。古代日本における『文選』の学習について、養老選叙令の秀才進士条には、

凡秀才、取博学・高才者。明經取學通二經以上者。進士取明閑時務、并讀『文選』『爾雅』者。明法取通達律令者。皆須方正・清循、名行相副。

(凡そ秀才は博学・高才の者を取れ。明經には、学二經以上通せらむ者を取れ。進士には明らかに時務を閑ならひ、并せて『文選』『爾雅』読まむ者を取れ。明法には律令通達せらむ者を取れ。みな須らく方正・清循にして、名行相ひ副ふべし。)

とある。また、養老考課令の進士条には、

凡進士、試時務策二条。帖所読、『文選』上秩七帖、『爾雅』三帖。其策文詞順序、義理慥当。并帖過者、為通。事義有滞、詞句不倫、及帖不過者、為不。

(凡そ進士は、試みむこと、時務の策二条。帖して読まむ所は、『文選』の上秩に七帖、『爾雅』に三帖。其れ策の文詞順ひ序でて、義理慥かに当れらむ。并せて帖過せらば、通せりと為よ。事の義滞れること有り、詞句倫あらず、及び帖過さずは、不と為よ。)

とあり、『文選』は当時最高教育機構である大学の教科書として用いられていたことがわかる。したがって、『文選』『文心雕龍』と同じく重視される『兔園策府』が日本で教科書として用いられたのは、不自然ではない。すでに那波利貞氏が指摘したように、これらの入門書は、当時唐においても一般的に遍く普及学習されていた故に、留学生らにも親しまれて、日本に舶載将来され、私学の教科書として伝写読誦されたものであろう。³³⁾

したがって、敦煌写本『雜抄』では、『文場秀句』『開蒙要訓』などの啓蒙書と共に収録されていたことと違って、『兔園策府』は『本朝見在書目録』巻四十「総集」類には『文心雕龍』『文選』『文選鈔』や『文選音義』などと並べられて抄写されていたのである。つまり、当時の日本において、『兔園策府』は啓蒙書への「変容」はなく、大学の教科書または試験の問題集として使用されたと考えられる。

以上のことから、もし遣唐留学生らに携えられたとすれば、『兔園策府』はおそらく日本の大学で教科書として広く流伝したのである。³⁴⁾

ところで、日本に伝来した『兔園策府』は、その後も散逸して日本でもその姿が消えてしまった。十五世紀後半期に成立した『善隣国宝記』巻中所収の「日本国王源義政の上表文」には以下のように記されている。

日本国王源義政上表大明皇帝陛下、(中略)又書籍焚于兵火。蓋一秦也。弊邑所須二物為急。謹録奏上、伏望兪容。書目列于左方、『佛祖統記(紀か)』全部、『三宝感応録』全部、『教乘法教』全部、『法苑珠林』全部、『賓退録』全部、『兔園策』全部、『遁齋閑覽』全部、『類説』全部、『百川学海』全部、『北堂書鈔』全部、『石湖集』全部、『老学庵筆記』全部。右咨禮部、日本国王(印)、成化拾壹年捌月廿八日。

(日本国王源義政、表を大明皇帝陛下に上る、(中略)又、書籍兵火に焚かる。蓋し秦に一なり。弊邑須むる所は二物を急と為す。謹みて録して奏上し、伏して兪容を望む。書目は左方に列す。『佛祖統記(紀か)』全部、『三宝感応録』全部、『教乘法数』全部、『法苑珠林』全部、『賓退録』全部、『兔園策』全部、『遁齋閑覽』全部、『類説』全部、『百川学海』全部、『北堂書鈔』全部、『石湖集』全部、『老学庵筆記』全部。右礼部に咨す。日本国王(印)、成化十一年八月二十八日。)

また、『善隣国宝記』卷下所収の「天順八年の遣明表」には、

書籍銅錢、仰之上国、其来久矣。今求二物、伏希奏達、以満所欲。書目見于左方、(中略)『教乘法数』全部、『三宝感
 応録』全部、『賓退録』全部、『北堂書鈔』全部、『兔園策』全部、『史韻』全部、(中略)、『老学庵筆記』全部。右咨禮
 部、天順捌年捌月十三日。

(書籍・銅錢は之を上国に仰ぎ、其の来ること久し。今二物を求む。伏して希くは奏達し、以て欲する所を満されんこ
 とを。書目は左方に見ゆ、『教乘法教』全部、『三宝感応録』全部、『賓退録』全部、『北堂書鈔』全部、『兔園策』全
 部、『史韻』全部、(中略)、『老学庵筆記』全部。右礼部に咨す。天順八年八月十三日。)

とあるように、日本は明の皇帝に『兔園策』の全巻などの下賜を要求した。当時の日本では、『兔園策府』の全巻がすでに
 散逸していたが、『北堂書鈔』『賓退録』³⁵⁾などの類書と同じく重視されていることがわかる。ただし、おそらく中国でもすで
 に佚亡して残っていなかったから、下賜されることがなかったのであろう。³⁶⁾

おわりに

『兔園策府』は龍朔元年から乾封元年までの間に成立し、『兔園策府』は政治・受験の参考を提供するために公式に編纂さ

れたもので、本来は単なる通俗児童蒙書ではなかったことは明らかである。著者の杜嗣先は則天武后の敕を受け、日本の遣唐使を饗宴して、面談したことから、『兔園策府』は八世紀前半に日本から来た遣唐使によって知見された可能性がある。後に遙かな海を渡って日本に伝わった『兔園策府』が、大学の教科書、または試験の問題集として流布したと考えられる。

一方、唐末以降、中国においては、『兔園策府』は児童教育の教科書として生まれ変わり、郷学や私塾において使用され、通俗童蒙書としての役割を果たした。もともと政治論議の参考を提供し、科挙で出題される策の問題及び解答例を示すように編纂された『兔園策府』は、社会の最上階から庶民の階層へ、本来の目的を逸脱して通俗童蒙書へ「変容」したことが見られる。ただし、日本に伝来した『兔園策府』は本来の目的に遵って、大学の教科書、または試験の問題集として使用され続けていたようである。

これらの様々な「変容」という事象を認めることにより、政治・受験参考書、類書、「蒙書」という後世の人間が便宜的に設けた分類を跳び越えて、当時中日両国における知識獲得の実相が見えてくるであろう。³⁷⁾

註

- (1) 羅振玉「兔園册府残卷提要」(同氏著『鳴沙石室佚書初編』、東方学会影印本、一九二五年。初出は一九一三年)、王国維「唐写本兔園册府残卷跋」(同氏著『王国維學術經典集』、江西人民出版社、一九九七年)、郭長城「敦煌写本兔園策府叙録」(台湾中国文化大学『敦煌学』第八卷、一九八四年)、周丕顯「敦煌古鈔『兔園策府』考析」(『敦煌文獻研究』、甘肅文化出版社、一九九五年。初出は一九九四年)、屈直敏「敦煌本『兔園策府』考辨」(『敦煌研究』二〇〇一年三期)、那波利貞「唐鈔本雜抄考」(同氏著『唐代社会文化史研究』、東京創文社、一九七四年。初出は一九四二年)等を参照されたい。
- (2) 葉国良「唐代墓誌考釈八則」(同氏著『石学統探』、大安出版社、一九九九年。初出は一九九五年)張娜麗「敦煌發見の自注童蒙書について―『蒙求』『兔園策府』の諸問題を中心に」(『お茶の水女子大学中国文学会報』第二二二号、二〇〇三年)、王璐「敦煌写本類書『兔園策府』探究」(西北師範大学修士卒論、二〇〇六年)。
- (3) 葉国良前掲論文「唐代墓誌考釈八則」。

- (4) 高橋継男「最古の『日本』―『杜嗣先墓誌』の紹介」(専修大学・西北大学共同プロジェクト編『遣唐使の見た中国と日本―新発見―』真成墓誌)から何がわかるか』朝日新聞社、二〇〇五年)、金子修一「則天武后と杜嗣先墓誌―栗田真人の遣唐使と関連して」(『国史学』一九七号、二〇〇九年二月)、葛継勇「日本国号東亜登場時間考―对中国実物資料及中日文献的比較」(王劍敏と共著、『鄭州大学学报(人文社会科学版)』二〇一一年六期)を参照されたい。
- (5) 葉国良前掲論文「唐代墓誌考釈八則」、伊藤宏明「徐州刺史杜嗣先墓誌雜感」(『人文科学論集、鹿児島大学法文学部紀要』六三号、二〇〇六年二月)。
- (6) 伊藤宏明氏は「杜嗣先墓誌」の第十四行の「雍王記室參軍」という記事を韋承慶の任官として、「韋承慶墓誌」の記事が李賢雍王在位期間(咸亨三年(上元二年)と齟齬すると指摘しているが、誤りである。第十四行の「雍王記室參軍」は杜嗣先の任官であり、また「韋承慶墓誌」に記される「王府功曹參軍」は龍朔三年以降、すなわち「杜嗣先墓誌」に見られる「咸亨元年」から「上元二年」までの間の任官であることから、齟齬がない。伊藤宏明前掲論文「徐州刺史杜嗣先墓誌雜感」。「韋承慶墓誌」は『唐代墓誌彙編統集』(上海古籍出版社、二〇〇一年)神龍〇一九に所収されている。
- (7) 最近、杜嗣先の弟杜嗣儉閭夫人墓誌が出土し、杜嗣先墓誌の高い信憑性を左証している。毛陽光「洛陽偃師新出土『杜嗣儉閭夫人墓誌』及相關問題研究」(『敦煌学輯刊』二〇一四年一期)を参照されたい。
- (8) 周丕顯前掲論文「敦煌古鈔『兔園策府』考析」。
- (9) 池田温「中国古代写本識語集録」(大藏出版社、一九九〇年)四〇三頁。王璐氏は七八九年(八三七年頃)の写本だと指摘している。王璐前掲論文「敦煌写本類書『兔園策府』探究」。
- (10) 池田温前掲著作「中国古代写本識語集録」四二九(四三〇)頁。
- (11) 王国維前掲論文「唐写本兔園册府殘卷跋」。
- (12) 屈直敏前掲論文「敦煌本『兔園策府』考辨」。
- (13) 『芸文類聚』卷六五産業部・園条には、漢の枚乗と梁の江淹の『梁王兔園賦』が収められている。
- (14) 郁賢皓『唐刺史考』(江蘇古籍出版社、一九八七年)二六六〇頁。
- (15) 葉国良前掲論文「唐代墓誌考釈八則」、伊藤宏明前掲論文「徐州刺史杜嗣先墓誌雜感」。
- (16) 王璐前掲論文「敦煌写本類書『兔園策府』探究」。
- (17) 『旧唐書』卷五高宗本紀下(「乾封元年」二月己未、次亳州。(中略)夏四月甲辰、車駕至自泰山。先謁太廟而後入」とある。
- (18) 『旧唐書』卷八六高宗諸子伝の李弘条、『唐会要』卷三六修撰条。
- (19) 東野治之氏は、『兔園策府』は本来、主題別に相当数の例文が含まれていたらしく、また唐代から流布しながら、おそらく実用通俗書であったがために新・旧『唐書』の書目には収められず、『宋史』に至ってはじめて著録されたと指摘している。東野治之「大宰府出土木簡に見える『魏徵時務策』考」(東野治之著『正倉院文書と木簡の研究』、塙書房、一九七七年)。

- (20) 屈直敏前掲論文「敦煌本『兔園策府』考辨」。
- (21) 永田知之「『文場秀句』小考」(『敦煌写本研究年報』第二号、二〇〇八年三月)。
- (22) 東野治之氏は、『兔園策府』に撰述当初から詳細な注が付せられていた(Stokesは有注本の例)のは、撰者自身が実用書として広く流布する効用を意識し、主題別の構成と相俟って類書的な効果の發揮をもねらった結果であろうと指摘している(東野治之前掲論文「大宰府出土木簡に見える『魏徵時務策』考」)。進士科の試験における時務策の使用について、『新唐書』卷四四選舉志には詳細に記されている。
- (23) 『敦煌宝蔵』第一二三冊、四七九頁。また、敦煌写本「雜抄」(S.2685)には「兔園策」(杜司先撰之)とある(『敦煌宝蔵』第四四冊、一八八―一八九頁)。
- (24) 周一良『唐代密宗』(錢文忠訳、上海遠東出版社、一九九六年)二一九頁。
- (25) 礪波護『馮道——乱世の宰相』(中公文庫、二〇〇三年)一一七頁。
- (26) 唐の白居易撰・宋の孔傳統撰『白孔六帖』卷二四「兔園冊」条には「劉岳伝」、宰相馮道、世本田家、状貌質野、朝士多笑其陋。道且入朝、兵部侍郎任贊与岳在其后、道行数反顧。贊問、何為。岳曰、遺下乃『兔園冊』尔。『兔園冊』者、郷校里儒教田夫牧子之所誦、故岳拳以誚道也」とある。『劉岳伝』とは『新五代史』劉岳伝のことである。
- (27) 『旧五代史』馮道伝には、「有工部侍郎任贊、因班退、与同列、戲道于後曰、若急行、必遺下『兔園策』。道知之、召贊謂曰、『兔園策』皆名儒所集、道能諷之。中朝士子止看『文場秀句』、便為挙業。皆窃取公卿、何浅狭之甚耶。贊大愧焉」とある。永田知之氏は「馮道の言葉は幾分か割り引いて考える必要があるにせよ、そこから貴族たちは古典的教養の担い手たる地位をも失っていたと分かる。少なくとも彼らのもつ文化的な地位は既に失墜していたのである」と指摘している。永田知之之前掲論文「『文場秀句』小考」。
- (28) 永田知之之前掲論文「『文場秀句』小考」。
- (29) 藤原佐世『日本国見在書目録』(名著刊行会、一九九六年)九一頁。
- (30) 嚴紹璽「『本朝見在書目録』的學術價值与問題的思考」(王勇編『中日關係史料与研究』第一輯、北京圖書館出版社、二〇〇二年)。
- (31) 那波利貞前掲論文「唐鈔本雜抄考」。
- (32) 遣唐使の書物購入の使命について、王勇ほか著『中日「書籍之路」』(北京圖書館出版社、二〇〇三年)、王勇著『書物の中日交流史』(日本国際文化工房、二〇〇五年)を参照されたい。
- (33) 那波利貞前掲論文「唐鈔本雜抄考」。
- (34) もちろん、『兔園策府』は八世紀の初頭において日本に伝来した書籍の孤例ではない。現在、国宝と言われる『王勃集』卷第廿九・第三十(東京国立博物館所蔵)は、遅くとも日本・慶雲四年(七〇七)頃までには書写されたもので、東京国立博物館所蔵本は遣唐使によってもたされた原本を写した鈔本であると言われる(蔵中進『則天文字の研究』翰林書房、一九九五年、六七―六九頁)。すなわち、杜嗣先と同じく乾封年間に『乾元殿頌』を詠んだ王勃の文集も八世紀初頭に入唐した日本遣唐使にもたされたのである。
- (35) 『賓退録』は宋の趙与時(一一七四―一二三二)が賓客との談論を記録するもので、経史の典拠を示した注釈を施す書物である。『賓退

録』(上海古籍出版社、一九八三年)を参照されたい。

(36) 王璐氏は『兔園策府』は明の時にまだ佚亡していないだろうと推測している。王璐前掲論文「敦煌写本類書『兔園策府』探究」。

(37) 永田知之氏は「早くは初唐、遅くとも中唐以前にその原型が著され、更に改編を経て上層階級にまで浸透していった事実を見直すことによって、唐・五代を通じて知識が変質していく様、ひいては豊饒なる詩文が生産された背景も明らかになってくる。かくて得られた視座は、文学自体の研究を進める上でも、今後極めて有用だと思われる」と指摘している(永田知之前掲論文「『文場秀句』小考」)。確かに、歴史の分野でいえば唐・五代における政治権力の移動、階層の大変動が検討しつつあるが、文学・知識の流動によっても唐・五代における社会変革が見られるであろう。

【キーワード】

・『兔園策府』 ・ 杜嗣先 ・ 通俗童蒙書 ・ 科挙試験 ・ 変容